

令和元年9月集中豪雨災害に関する支援について

(各種支援制度などのお知らせ)

新 見 市

支援金などの給付

名称	内容	担当窓口
被災建築物撤去及び災害廃棄物の撤去費補助	住家が全壊・半壊となった建物の解体・撤去や敷地内に流入した土砂やがれき、災害廃棄物の撤去に要した費用の一部補助	生活環境課 環境保全係 72-6124
新見市災害見舞金	住家が全壊・半壊・床上浸水および概ね3㎡以上の土砂が住家敷地内に流入した場合（他制度等で補償等の適用を受ける場合を除く）	福祉課 社会福祉係 72-6126

ごみの受入

名称	内容	担当窓口
災害ごみの受入	災害により発生したごみの受入 （不燃ごみ、可燃ごみに分別してください） ・JR新見駅西エリア（指定場所）	生活環境課 環境保全係 72-6124
災害土砂の受入	災害により敷地内に流入した土砂の受入 ・JR新見駅西エリア（指定場所） ・太田公園	都市整備課 都計・住宅係 72-6118

土のう関係

名称	内容	担当窓口
土のうの支給	受付で袋（1世帯当たり20袋）を受け取り、各自で砂を詰めて持ち帰りください。	下水道課 72-6138
土のう袋の支給	新見市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて支給します。	新見市社会福祉協議会 72-7306

農林業関係

名称	内容	担当窓口
農地・農業用施設の災害復旧	被災した農地、農業用施設に対する国の基準による災害復旧事業	農林課 耕地係 72-6135
農業用施設の土砂撤去費助成	農業用水路の土砂撤去経費の一部助成	

税や保険料などの軽減・免除

名 称	内 容	担当窓口
住民票・戸籍謄抄本・ 印鑑登録証明書および 市税証明などの手数料	被災を原因として行う各種手続きに使用する 場合、免除	市民課市民係 72-6121 税務課市民税係 72-6117
市民税	災害により死亡または障がい者となった場合や 住宅や家財に一定以上の損害を受けた場合、 損害の程度により軽減または免除	税 務 課 市 民 税 係 72-6117
国民健康保険税	災害により住宅や家財あるいは主たる事業の損 害が一定以上の場合、損害の程度により軽減 または免除	
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値を減じた固定資産（土地・ 家屋・償却資産）の損害程度により軽減または 免除	税 務 課 資 産 税 係 72-6117
国民年金保険料	住宅、家財、その他の財産について、被害が一番 多かったものの被害金額が、おおむね2分の1 以上の場合、免除	市 民 課 国 保 年 金 係 72-6123
国民健康保険の一部負 担金（窓口負担）	全壊・半壊・床上浸水および主たる生計維持者の 死亡・重篤な傷病・行方不明、災害による失職・ 無収入の場合、免除	
後期高齢者医療保険料	全壊・半壊・床上浸水の場合、軽減または免除	
後期高齢者医療制度被 保険者の一部負担金（窓 口負担）	全壊・床上浸水（平屋建てであり、床上50cm 以上の場合のみ）の場合、軽減または免除	
介護保険利用者負担金 ・介護保険料	全壊・半壊・床上浸水および主たる生計維持者の 収入が災害により著しく減少した場合、軽減また は免除	介護保険課 保険管理係 72-3148
保育所保育料 幼稚園使用料	全壊・半壊・床上浸水などの場合、軽減または 免除	こども課 子育て支援係 72-6115

その他

名 称	内 容	担当窓口
税の申告、納付等の 期限延長に関する相談	災害により期限内に申告、納付等ができない 場合	税 務 課 収 税 係 72-6116
災害義援金	負傷者、全壊・半壊・床上浸水等、被災された方 に寄託された義援金の配分	福 祉 課 障害者福祉係 72-6126

※ 各種支援の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

「り災証明書」および「被災証明書」の申請について

災害により、お住まいの家屋が被害を受けた場合は「り災証明書」、自動車などに被害を受けた場合は「被災証明書」を交付しています。

また事業者の方が店舗や工場などに被害を受けた場合も「り災証明書」を交付しています。

現地調査などで証明書交付まで時間がかかる場合がありますので、お早めに申請してください。

◎ 個人向け

「り災証明」

- ・申請窓口 平 日 市役所本庁、各支局および市民センター
休 日 市役所本庁（休日夜間窓口）
- ・受付時間 8：30から17：15まで
- ・お問い合わせ 税務課 ☎72-6116・6117

「被災証明」

- ・申請窓口 平 日 市役所本庁、各支局および市民センター
休 日 市役所本庁（休日夜間窓口）
- ・受付時間 8：30から17：15まで
- ・お問い合わせ 総務課総務係 ☎72-6204

◎ 事業者向け

「り災証明」

- ・申請窓口 市役所本庁2階 商工観光課（平日のみ）
- ・受付時間 8：30から17：15まで
- ・お問い合わせ 商工観光課商工労政係 ☎72-6137